

「大学生のためのお金の教室～金融機関内定者がやるべきことは？」

ファイナンシャルプランナー 江尻正幸

こんにちは。ファイナンシャルプランナーの江尻です。

金融機関への就職を考えている 2013 年 3 月卒業予定の学生の方々にとって、この時期は一区切りをつける頃と言えます。

既に内定を得た方は、これから何をして過ごせばよいか模索しているかもしれません。また、秋採用に向けて準備を進める方もおられるでしょう。

今号は、既に金融機関に内定を得た学生が抱きやすい悩みについて、回答いたします。

【質問】

金融機関（邦銀）へ就職予定です。

今後の金融業界の見通しを教えてください。

また、何か資格を取得した方が良いでしょうか？

（関根さん 21 歳 たまたま内定を得た地元の銀行に就職予定）

【回答】

今後の金融業界動向を探るにあたり、金融円滑化法について考察する必要があります。

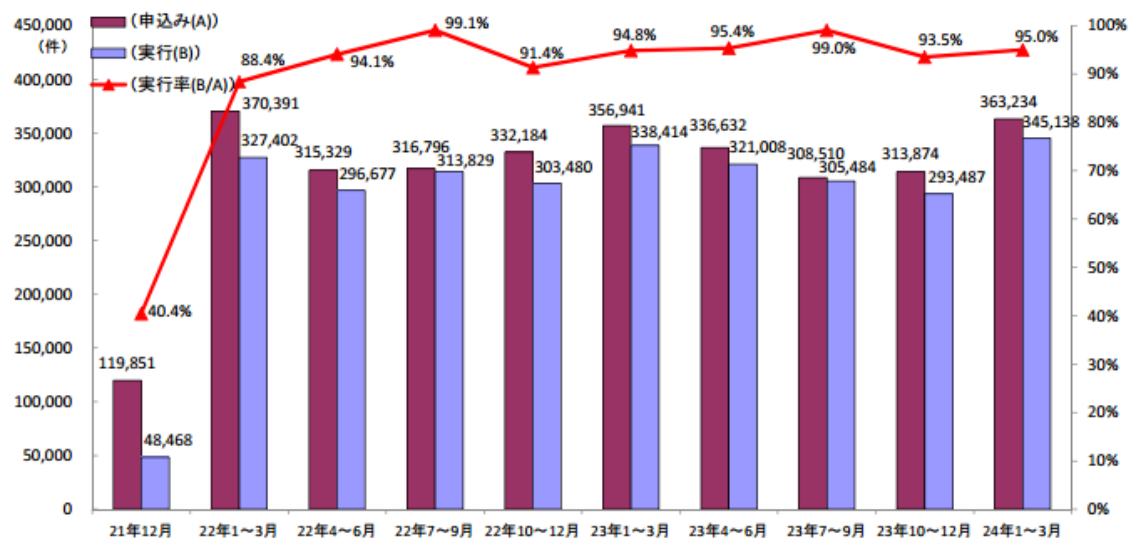
金融円滑化法は、正式には「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」といいます。

金融機関が、中小企業や住宅ローンの借り手から、その融資条件変更を求められた際はなるべく応じるように努めることを目的として、平成 21 年 12 月 4 日に施行されました。

例えば、「売上が芳しくなく、1 年間元金部分の返済を猶予してほしい」と融資先である企業から依頼があった際、金融機関は極力応じることが求められます。

その実態としましては、条件変更依頼があったならば、ほとんどの案件が承認・実行されています（図 1 参照）。

図1：中小企業金融円滑化法の施行状況の推移 確報値（金融庁 HP より抜粋）



(注)実行率は、各期間における実行件数と申込件数から算出したもの。

これは、平成 25 年 3 月末で終了する予定となっており、現在その出口戦略に注目が集まっています。

金融円滑化法終了後の施策に関しては不確定要素が多く、現時点では見通しが立てづらい面がありますが、金融機関にとっては融資先からその全部・一部問わず回収できない可能性があります。

もしそうなった場合、融資した金融機関側にも責任があるとは言え、その経営に大きな損失が発生することは容易に想像がつきます。

関根さんが飛び込む予定である金融業界は、現在このような状況であることを覚えておきましょう。

また、預貸率や資金量、預かり資産残高等の推移を調べてみると、今後の見通しを考察する上で役立つ新たな発見があるかもしれません。

● 入行までにできること

まず、関根さんが考えておられる資格取得についてですが、金融機関で働く以上は頻繁に受検する必要があるため、時間の融通が利く学生のうちに何か取得しておくといいでしょう。

業務に役立つ資格としては、以下が挙げられます。

図2 業務に役立つ資格例

資格名	直近の試験申込期間	試験日	合格発表日
FP 技能士 2～3 級	平成 24 年 11 月 13 日～ 12 月 4 日	平成 25 年 1 月 27 日	平成 25 年 3 月 7 日
日商簿記 2～3 級	平成 24 年 9 月 4 日 ～10 月 5 日 (東京商工会議所の場合 ^{注1})	平成 24 年 11 月 18 日	平成 24 年 12 月 21 日
社会保険労務士 ^{注2}	4 月中旬～5 月末	8 月下旬	11 月初旬～中旬
宅地建物取引 主任者 ^{注3}	7 月上旬～7 月末	10 月中旬	12 月上旬

注 1：受験希望地の商工会議所によって異なります。

注 2、3：年 1 回のみの実施であり、来年度の試験概要は未発表です。

(筆者作成)

銀行員ならば、証券外務員や保険募集人の資格取得が必須であることがほとんどです。先に挙げた資格の勉強を行っていれば、それらに合格する実力は備わっていることでしょう。

もちろん、公認会計士や税理士、司法書士、行政書士といった資格も検討しましょう。

さらに現在注目されている「ABL」、「医療・農業」などの勉強をしてみるのも面白いと言えます。

これからの融資に必要となる ABL（動産担保融資）や、融資先として注目されている医療・農業分野についての知識を深めておくならば、スタート時点で他者と差別化を図ることが可能となります。

有意義な時間の活用を意識して、関根さんの残りの学生生活を送ってくださいませ。

参照：

金融庁「中小企業等に対する金融円滑化対策について」

<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>